主

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。

事

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人らの各請求をいずれも棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被控訴人らは「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。当事者双方の事実上の陳述及び証拠の関係は、控訴代理人において、新たに乙第一〇ないし第二三号証、第二四、第二五号証の各一ないし三、第二五号証を提出し第三二号証の一ないし八、第三四号証の一ないし三、第三五号証を提出し三、被控訴人らにおいて、前記乙第三三号証の一ないし八、第三四号証の一ないし三、第三五号証を提出し三の格成立は知らない、乙第三五号証につき被控訴人ら名下の各印影がそれぞれ同人らの印章により顕出されたことは認めるが、その余の部分の成立は知らない、その余の乙号各証の成立はいずれも認めると述べたほかは、原判決事実摘示のとおりであるので、これを引用する。

理 由

現行法上会社経営に対する監督、是正の方法として、監査役制度並に裁判所選任による検査役制度が存するほか、個々の株主に対し、取締役にその作成、備置きが義務づけられた、財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、準備金び少人は利息の配当に関する議案書類の閲覧、謄写の権利を持ちしたうえ、更付与した方え、更に対し、商法第二九三条ノ六所定の会計帳簿書類の閲覧、謄写の権利を付与したのをとれる場合に対し、最も強い利害関係を有する株主の地位の強化をののであるが、反面これが濫用される関係を有する株主の地位の活法にはのであるが、反面これが濫用される関係を有するよとを表示して、日本のによるとを発行済株式の総数の一〇分の一以上に記載するとをのはは、といるといるときなど同条ができるのである。といてある場合は、取締役は、右請求を拒否することができるのである。

由がある場合は、右請求を拒否することができるのである。 〈要旨〉このように同法第二九三条ノ六が、企業の所有と経営の対立した利害得失 を直接調整する機能をもつもので〈/要旨〉あることに鑑み、株主が同条に基づき裁判 上その請求権を行使する場合は、当事者双方に対し、攻撃、防禦方法を適正に行使 させる上から、対象物を単に会計の帳簿及び書類と申立てるのみでは足らず、例え ば何年度の如何なる帳簿及び書類であるかを具体的に特定する必要があるものと解 するのが相当であり、このことは裁判の既判力、執行力の面からも当然に要請されるところである。これを本件についてみるに、被控訴人らは単に「控訴会社は控 訴人らに対し控訴会社の会計の帳簿及び書類を閲覧謄写させなければならない。」 旨申し立てたのみで、その対象となる会計の帳簿及び書類を具体的に特定しないことは記録上明らかである。

そうすると、被控訴人らの本訴請求はその内容が不特定であるから、本件各訴は 不適法として却下すべきである。

よつて、右と結論を異にする原判決を取り消し、本件各訴をいずれも却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条第八九条第九三条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三浦克巳 裁判官 伊藤俊光 裁判官 佐藤貞二)